

(右条約の英文)
〔共通の官庁を有する国による宣言〕

(2) 〔(1)の規定にかかるわらず、(1)に規定する宣言であつて、第十九条(1)の規定に基づき一又は二以上の他の国と共に、共通の官庁が国内の官庁を代行することを事務局長に通告した国によつて行われたものは、当該他の国が相応の宣言を行つた場合にのみ効力を生ずる。〕

〔宣言の撤回〕

(3) 〔(1)に規定する宣言は、事務局長に宛てた通告によりこつでも撤回することができる。その撤回は、事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月で、又は当該通告において明示された日以後の日じ、効力を生ずる。第七条(2)の規定に基づいて行われる宣言の場合には、当該撤回は、その効力が生ずる前に提出された国際出願に影響を及ぼすものではない。〕

第三十一条 千九百三十四年改正協定及び千九百六十年改正協定の適用

〔(1)の改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国との間又は(1)の改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の関係〕

〔(2)の改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国との間又は(1)の改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の相互の関係においては、(1)の改正協定のみを適用する。〕

〔(1)の改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国との間又は(1)の改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の相互の関係において適用される日前に国際事務局に寄託された意匠については、千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を適用する。〕

〔(2)の改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国又は(1)の改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国との間の相互の関係においては、(1)の改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国と千九百三十四年改正協定又は千九百六十年改正協定を締結した国であつて、(1)の改正協定を締結していないものとの間の関係〕

〔(a) この改正協定及び千九百三十四年改正協定の双方を締結した国は、千九百三十四年改正協定を締結した国であつて、千九百六十年改正協定又はこの改正協定を締結していないものとの関係において、千九百三十四年改正協定を引き続き適用する。〕

〔(b) この改正協定及び千九百六十年改正協定の双方を締結した国は、千九百六十年改正協定を締結した国であつて、(1)の改正協定を締結していないものとの関係において、千九百六十年改正協定を引き続き適用する。〕

第三十二条 (1)の改正協定の廃棄

〔通告〕
〔(1) いづれの締約国も、事務局長に宛てた通告により(1)の改正協定を廃棄する(1)がわかる。〕

〔(2) 〔効力発生の日〕
廃棄は、事務局長がその通告を受領した日の後一年で、又は当該通告において明示されたそれ以後の日に、効力を生ずる。廃棄は、これを行つた締約国に関し、当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の国際出願及び効果を有する国際登録についての(1)の改正協定の適用に影響を及ぼさない。〕

〔(1) 第二十二条 (1)の改正協定の言語及び署名
〔原本及び公定訳文〕
この改正協定については、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ローマ語及びスペイン語による原本一通について署名する。〕

〔(2) 事務局長は、関係政府と協議の上、総会が指定する他の言語による公定訳文を作成する。〕

〔署名のための期間〕

〔(1) の改正協定は、その採択の後一年間、機関の本部における署名のために開放しておら。〕

〔(2) 第三十四条 寄託者
(1)の改正協定の寄託者は、事務局長とする。〕

THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF INDUSTRIAL DESIGNS

TABLE OF CONTENTS

INTRODUCTORY PROVISIONS

Article 1: Abbreviated Expressions

Article 2: Applicability of Other Protection Accorded by Laws of Contracting Parties and by Certain International Treaties

CHAPTER I:
INTERNATIONAL APPLICATION AND INTERNATIONAL REGISTRATION

Article 3: Entitlement to File an International Application

Article 4: Procedure for Filing the International Application

Article 5: Contents of the International Application

Article 6: Priority

Article 7: Designation Fees

Article 8: Correction of Irregularities

Article 9: Filing Date of the International Application

Article 10: International Registration, Date of the International Registration, Publication and Confidential Copies of the International Registration

Article 11: Deferment of Publication

Article 12: Refusal

Article 13: Special Requirements Concerning Unity of Design

Article 14: Effects of the International Registration

Article 15: Invalidation

Article 16: Recording of Changes and Other Matters Concerning International Registrations

Article 17: Initial Term and Renewal of the International Registration and Duration of Protection

Article 18: Information Concerning Published International Registrations

外務大臣 岸田 文雄
経済産業大臣 宮沢 洋一
内閣総理大臣 安倍 駿三